

令和3年8月

各 位

東京都台東区浅草橋1-3-14
東京文具工業健康保険組合

令和3年8月11日からの大雨による
災害にかかる災害救助法の適用について

令和3年8月11日からの大雨により、被害にあわれた被保険者及び被扶養者、並びに事業所の皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、下記の災害救助法適用地域にお住まいで、被災された被保険者及び被扶養者の方々につきましては、次の支援措置を行いますのでお知らせいたします。

【災害救助法適用地域】

- 長野県 岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、
木曾郡木曾町
- 島根県 江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町
- 広島県 広島市（全区）、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町
- 福岡県 久留米市、八女市、みやま市
- 佐賀県 武雄市、嬉野市、杵島郡大町町
- 長崎県 雲仙市、南島原市

1.健康保険被保険者証（保険証）の提示ができないとき

被災して被保険者証を紛失・消失し、あるいは家に残したまま避難しているため、医療機関等の窓口で保険証が提示できない場合でも、次の事項を申告すれば受診できます。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先（電話番号等）
- (4) 勤務する事業所名

2.健康保険被保険者証（保険証）の再交付

保険証を紛失し、再交付が必要となった場合は、勤務する事業所にご連絡いただくようお願いします。当組合では速やかに被保険者証を再発行いたします。

※この手続きは通常事業主を経由して行っていますが、困難な場合は当組合まで直接ご連絡ください。

3. 保険料の納付期限の延長および納付猶予について

今回の災害により被災した任意継続被保険者の方に対しまして、その被害状況に応じて、保険料の納付期限の延長および納付猶予をいたします。

※ご不明な点等がございましたら、東京文具工業健康保険組合までお問い合わせください。

なお、災害救助法適用地域の最新情報は、「[内閣府 防災情報のページ](#)」で確認いただけます。

【お問い合わせ先】

電話：03-3866-8141